

給食調理従事者の検便について

給食調理従事者の検便については、食中毒予防の有効な手段のひとつとして、事業所ごとに様々な法令にもとづいて、実施していただいているところです。

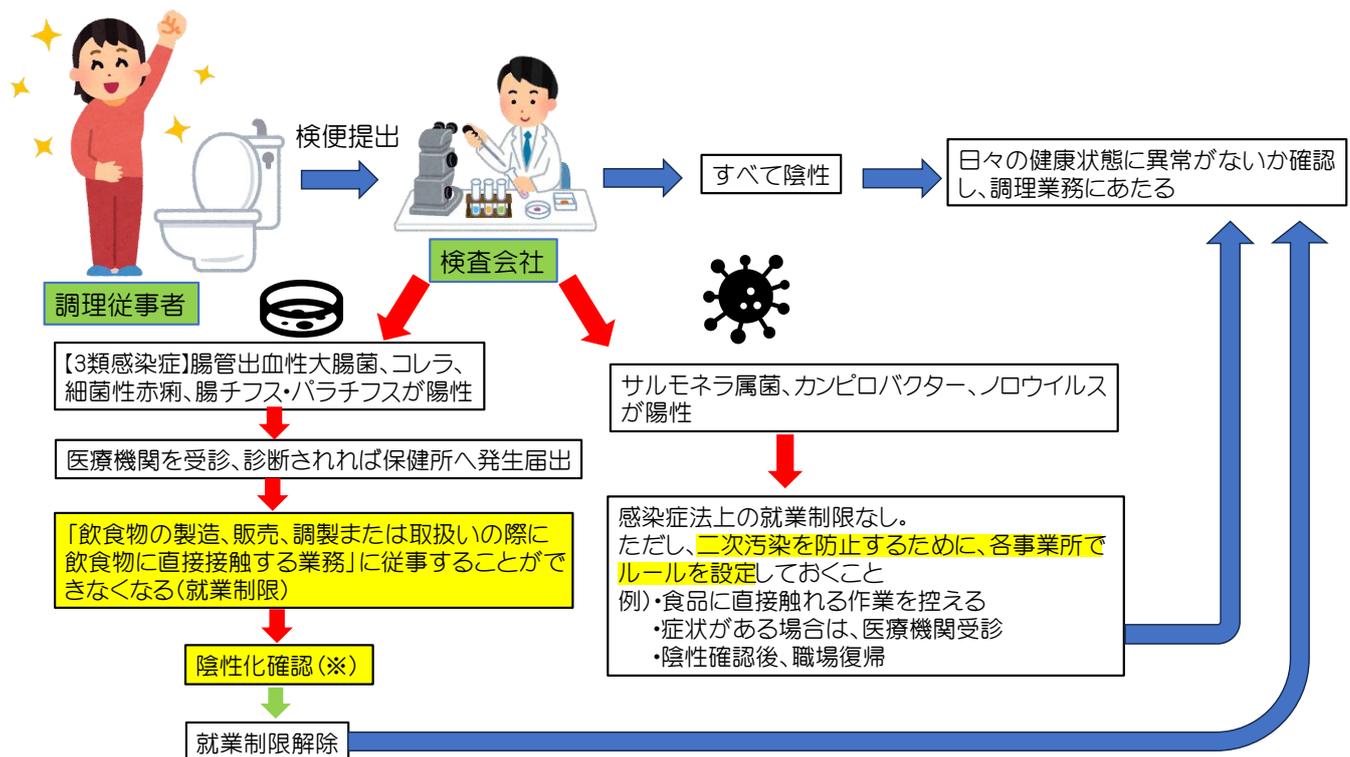
○施設別検便の実施方法について **概要**

給食施設の種類	施設例	対象となる職員	実施時期・実施頻度	検査項目	根拠法令、参考法令
学校給食センター、学校給食共同調理場等	・〇〇市学校給食センター ・△△病院内職員食堂	同一メニューを1回300食以上または1日750食以上提供する調理施設の調理従事者	月2回以上	・赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌O157 ・10月から3月までの間は月1回以上必要に応じてノロウイルスの検便検査に努める	・大量調理施設衛生管理マニュアル【厚生労働省】 ・学校給食法第9条第1項 学校給食衛生管理基準【文部科学省】
上記以外の学校等給食施設（自校式等）	・幼稚園 ・高等学校 ・特別支援学校	学校等給食調理従事者			
保育所、高齢者入所施設、社会福祉施設等の給食施設	・障がい者入所施設 ・特別養護老人ホーム ・救護施設	調理従事者（臨時職員も含む）	月1回以上	従来の検査項目（赤痢菌、サルモネラ属菌等）に、腸管出血性大腸菌O157も加える	・大量調理施設衛生管理マニュアルに準ずる ・社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年12月12日厚労省通知）
事業所内の食堂	・☆☆工業社員食堂	事業所に付属する食堂等給食調理従事者	雇入れの際、配置替えて勤務始める際	勤奨検便の検査項目である腸管出血性大腸菌O157	労働安全衛生法施行規則【厚生労働省】
<参考> 一般の飲食店、食品製造業		食品に携わる従業員	時期・頻度の既定はなく、明確な義務付けなし		

ところが、上記検便の根拠となる法令等において、検査項目によっては、陽性となった場合の対応についての具体的な記載が乏しく、その対応に苦慮した経験もあるのではないのでしょうか？

検便検査の結果、陽性となった場合の対応は、3類感染症なのか、それ以外なのかで大きく違います！

○検便検査のながれ



腸管出血性大腸菌、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス・パラチフスが陽性だった場合

感染症法上の3類感染症なので、医療機関を受診し、診断されれば、発生届が保健所へ出されます。患者さんへは、所在地保健所から、行動調査や就業制限、接触者の検便等に関する連絡がありますので、その指示に従ってください。心配な場合は、患者ご本人様から保健所へご連絡ください。



※陰性化確認＝病原体を保有していないこと の確認のことです

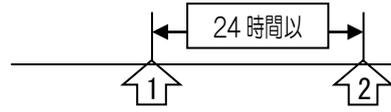
病原体の保有は、就業制限の継続の可否の条件となります。

病原体を保有していないことが確認されれば、就業制限が解除されます。

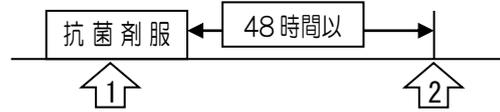
【例：腸管出血性大腸菌感染症の場合の陰性化確認の方法】

＜患者＞

抗菌剤投与なし
24 時間以上の間隔を置いた連続 2 回の検便で陰性



抗菌剤投与あり
服用中と服用中止後 48 時間以上経過した時点での連続 2 回の検便で陰性



＜無症状病原体保有者＞

1 回の検便で陰性

*抗菌薬服用者で保菌者の排菌期間はケースによって異なり、一般化が困難であるが、抗菌薬服用者は少なくとも服用終了後 48 時間以降に実施した検便にて確認するようにする。

サルモネラ属菌、カンピロバクター、ノロウイルスが陽性だった場合

“陽性＝医療機関を受診”ではなく、それぞれの事業所で陽性となった場合のルールを設定し、どのような対応を行ったかを記録に残すことが HACCP に沿った衛生管理として重要です！！

＜ルール設定の例＞

- ・無症状の場合、1週間直接食品に触れる作業を控え、再度検便を実施し、保有していないことが確認されれば、現場復帰する(保有していないことが確認されるまで繰り返す)。
- ・症状がある場合、医療機関を受診させる。等

各施設でのルール設定について、お困りの際は、

保健所感染症担当へご相談ください。



お問合せ先【平日 8 時 30 分から 17 時 15 分】
千葉県海匝保健所八日市場地域保健センター
(匝瑳市八日市場イ 2 1 1 9-1)
感染症担当
電話：0479-72-1281
FAX：0479-73-3709